

年金のしおり

このしおりは年金をお受け取りいただくための諸手続きを記載したものです。
ご一読のうえ、年金支払期間満了日まで大切に保管ください。

照会先

スミセイコールセンター（ご契約・お手続き内容に関するお問い合わせ）

お電話の際は、証券（証書）番号をあらかじめご確認のうえ、お問い合わせください。

スミセイライフデザイナー（営業職員）を通じてご加入のお客さま



0120-307506

金融機関等代理店・保険ショップを通じてご加入のお客さま



0120-506154

郵便局、ゆうちょ銀行、かんぽ生命を通じてご加入のお客さま



0120-506873

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後6時 土曜日 午前9時～午後5時
（日・祝日・12／31～1／3除く）

文中の用語やお取扱いのご説明は
右のQRコードからご確認いただけます。



目次

1	年金のしくみ	P. 1
2	受取りプランの選択	
	確定年金	P. 2
	有期年金	P. 3
	保証期間付終身年金	P. 4
	配当金の受取方法について	P. 5
3	2回目以降の年金のお受取りについて	P. 6
4	年金受給中の諸手続きについて	P. 6
5	後継年金受取人の指定について	P. 7
6	税務について	P. 8
	<ご参考>各種税金の計算式	P. 9
7	ご留意事項	P. 10
	後継年金受取人指定特約 中途付加のしおり・約款	P. 11~13

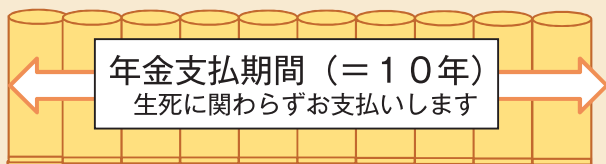
1 年金のしくみ

年金契約には以下の種類がございます。

ご契約の年金の種類については年金開始手続きのご案内の2ページ〈現在のご契約内容〉をご確認ください。

確定年金

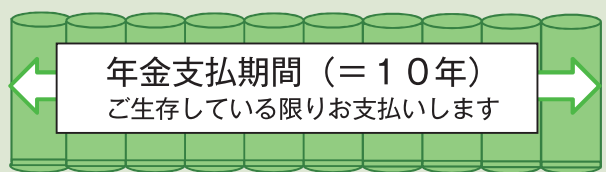
年金支払開始日以降、あらかじめ定めた期間（5年・10年等）被保険者の生死に関わらず年金をお支払いします。



【例】 10年確定年金

有期年金

年金支払開始日以降、毎年の応当日に被保険者をご生存している限り、年金をお支払いします。



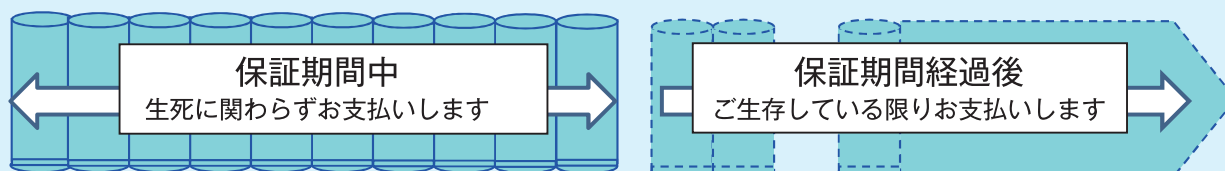
【例】 支払期間10年

※年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになるときは、年金支払開始時の年金基金（将来の年金を支払うための財源）からすでにお支払いした年金の合計額を差し引いた金額を死亡一時金としてお支払いします。

お支払いした年金の合計額が年金支払開始時の年金基金を上回る場合、死亡一時金はありません。

保証期間付終身年金

年金支払開始日から保証期間終了までは、被保険者の生死に関わらず年金をお支払いします。保証期間経過後は被保険者をご生存している限り、年金をお支払いします。



※保証期間経過後に被保険者がお亡くなりになるときは、以降のお支払いはありません。

年金開始時期を遅らせる手続き（繰下げ）や年金支払回数（支払期間を5年から10年等）の変更の手続きもございますので、ご希望の場合は年金開始月の前々月15日までに表紙記載の照会先までお問い合わせください。

2 受取りプランの選択

確定年金

年金の受取りプランには **年金受取り** と **一時金受取り** の2種類ございます。

第1回年金支払開始時にいずれかのプランをご選択いただきます。

それぞれの受取りプランについては、以下をご確認ください。

年金受取り

- 被保険者の生死にかかわらず、毎年年金をお受け取りいただくプランです。
- 年1回のお受取りのほかに、年2・4・6・12回に分割してお受け取りいただくことも可能です。分割でのお受取りをご希望の場合は、表紙記載の照会先までお問い合わせください。
※ご契約によってはお取り扱いできない分割回数がございます。
- 後継年金受取人をご指定いただけます。（詳細はP7をご参照ください。）
※後継年金受取人とは、年金受取人がお亡くなりの場合に年金を受け取る権利を引き継ぐ方です。
- 配当金の受取方法は以下の方法からご選択いただけます。（詳細はP5をご参照ください。）
 - ・年金とともに受取り
 - ・積立て
 - ・年金買増し

一時金受取り

- 将来の年金をまとめて一括でお受け取りいただくプランです。
 - 一時金のお支払い後、ご契約は終了します。
 - 災害・疾病入院関係等の特約を付加している場合は、特約も終了します。
- ※「年金支払開始日」経過後に当社に請求書をご提出いただいた場合は、第1回年金と残りのお支払期間部分の一時金額の合計額でのお支払いとなります。
その場合、年金額に応じた費用を控除するため、年金額と一時金額の合計額が「年金開始日」前の一時金額や払込保険料相当額を下回ることがございます。

2 受取りプランの選択

有期年金

年金の受取りプランには **年金受取り** と **一時金受取り** の2種類ございます。

第1回年金支払開始時にいずれかのプランをご選択いただきます。

それぞれの受取りプランについては、以下をご確認ください。

年金受取り

- 毎年の年金開始日応日に被保険者をご生存していることを条件に、年金をお受け取りいただくプランです。年金をお受け取りいただくために毎年被保険者のご生存の確認が必要となります。
- 年1回のお受取りのほかに、年2・4・6・12回に分割してお受け取りいただくことも可能です。分割でのお受取りをご希望の場合は、表紙記載の照会先までお問い合わせください。
※ご契約によってはお取り扱いできない分割回数がございます。
- 後継年金受取人をご指定いただけます。（詳細はP7をご参照ください。）
※後継年金受取人とは、年金受取人がお亡くなりの場合に年金を受け取る権利を引き継ぐ方です。
- 配当金の受取方法は以下の方法からご選択いただけます。（詳細はP5をご参照ください。）
 - ・ 年金とともに受取り
 - ・ 積立て

一時金受取り

- 将来の年金をまとめて一括でお受け取りいただくプランです。
 - 一時金のお支払い後、ご契約は終了します。
 - 災害・疾病入院関係等の特約を付加している場合は、特約も終了します。
- ※「年金支払開始日」経過後に当社に請求書をご提出いただいた場合は、第1回年金と年金原資から第1回年金を差し引いた金額の合計額でのお支払いとなります。
その場合、年金額に応じた費用を控除するため、年金額と一時金額の合計額が「年金開始日」前の一時金額や払込保険料相当額を下回ることがございます。

2 受取りプランの選択

保証期間付終身年金

年金の受取りプランには **年金受取り** と **一時金受取り** の2種類ございます。

第1回年金支払開始時にいずれかのプランをご選択いただきます。

それぞれの受取りプランについては、以下をご確認ください。

年金受取り

- 保証期間中は被保険者の生死にかかわらず、毎年年金をお受け取りいただくプランです。保証期間経過後については、年金をお受け取りいただくために毎年被保険者のご生存の確認が必要です。
- 年1回のお受取りのほかに、年2・4・6・12回に分割してお受け取りいただくことも可能です。分割でのお受取りをご希望の場合は表紙記載の照会先までお問い合わせください。
※ご契約によってはお取り扱いできない分割回数がございます。
- 後継年金受取人をご指定いただけます。（詳細はP7をご参照ください。）
※後継年金受取人とは、年金受取人がお亡くなりの場合に年金を受け取る権利を引き継ぐ方です。
- 配当金の受取方法は以下の方法からご選択いただけます。（詳細はP5をご参照ください。）
 - ・年金とともに受取り
 - ・積立て
 - ・年金買増し

一時金受取り

- 将来の年金をまとめて一括で受け取るプランです。
保証期間付終身年金の場合、保証期間経過後の部分は一時金でお受け取りいただけないため、その部分も含めて一時金でお受け取りいただけるよう年金種類を確定年金に変更したうえで一時金としてお受け取りいただきます。この場合、ご契約は終了します。
- 確定年金に変更できないご契約や請求書のご提出が年金支払開始日経過後となった場合※、保証期間部分のみの一時金となり、保証期間経過後は被保険者のご生存していることを条件に年金が再開します。
- あらかじめ保証期間部分のみを一時金として受け取り、保証期間経過後に年金を再開するお取扱いも可能です。ご希望の場合は表紙記載の照会先までお問い合わせください。

※「年金支払開始日」経過後に当社に請求書を提出いただいた場合は、第1回年金と残りの保証期間部分の一時金額の合計額でのお支払いとなります。その場合、年金額に応じた費用を控除するため、年金額と一時金額の合計額が「年金開始日」前の一時金額や払込保険料相当額を下回ることがございます。

配当金の受取方法について

年金とともに受取り

配当金をその年の年金とあわせてお受け取りいただく方法です。

積立て

配当金を会社の定める利率で積み立てる方法です。

（会社の定める利率は、金利水準等の状況変化などにより変動します。）
積み立てた配当金をご請求によりいつでもお受け取りいただけます。

（但し、個人年金税制適格特約（'90）を付加しているご契約は、ご契約が終了するまでお受け取りできません。）

年金買増し

配当金をもとに年金額を増額する方法です。

「有期年金」および「しあわせの年金」では、お取扱いできません。

※ご契約により毎年配当・3年ごと配当・5年ごと配当がございます。

※ご指定いただいた配当金受取方法は、いつでも変更することができます。

※第1回年金が未請求のまま、2回目以降の支払期日を過ぎてご請求いただいた場合、
ご請求までの期間は「年金とともに受取り」として取り扱います。

※利率変動型年金エクトは無配当の商品です。

（配当金の受取方法はご選択いただけません。）

3 2回目以降の年金のお受取りについて

a. 確定年金・保証期間付終身年金の保証期間中の場合

第1回年金・一時金請求書でご指定いただいた金融機関口座（ゆうちょ銀行含む）に2回目以降の年金も自動的にご送金いたします。

（お受取口座の変更をご希望の場合は表紙記載の照会先までご連絡ください。）

b. 有期年金・保証期間付終身年金の保証期間経過後の場合

被保険者が年金支払期日までご生存の場合に年金をお受け取りいただけます。

お受取りに際しましては、ご生存の確認のために書類のご提出が必要となります。

毎年の年金支払期日の前月上旬から中旬に、当社から請求書類を送付いたしますので、必要書類をご提出ください。

必要書類のご提出をもちまして年金をお支払いいたします。

保証期間付終身年金の場合、保証期間が終了した次の支払期日からご生存の確認が必要となりますので、ご注意ください。

※被保険者がお亡くなりの方は、表紙記載の照会先までご連絡ください。

必要書類のご提出後でも、年金支払期日までに被保険者がお亡くなりの方は、年金はお受け取りいただけません。（年金をお受け取りいただいた後、年金支払期日までに被保険者が亡くなられていたことが判明した場合、お受け取りいただいた年金は当社にご返還いただきます。）

4 年金受給中の諸手続きについて

以下の項目に該当した場合は、表紙記載の照会先までお問い合わせください。

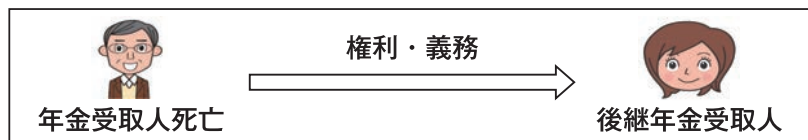
項 目	内 容
転居したとき	当社への届出住所の変更手続きが必要となります。
年金受取人がお亡くなり のとき	後継年金受取人または年金受取人の法定相続人の方からの手続きとなります。 （残り期間の年金の一時金、または年金として継続いただくかを選択いただきます。 ご契約によっては継続できないケースやお支払い額がない場合があります。）
被保険者・配偶者（*）が お亡くなりになったとき	被保険者・配偶者（*）がお亡くなりになった場合、当社登録内容の変更手続きが必要となります。
後継年金受取人等が お亡くなりになったとき	契約者代理人・被保険者代理人・後継年金受取人の変更手続きが必要となります。
改姓したとき	年金受取人・被保険者・配偶者（*）・契約者代理人・被保険者代理人・後継年金受取人が改姓した場合、変更手続きが必要となります。
残りの年金を一時金で 受け取りたいとき	一時金のお受取りは確定年金・有期年金・保証期間付終身年金の保証期間中に限り可能です。 保証期間付終身年金の保証期間部分を一時金で受け取った場合、保証期間経過後に被保険者がご生存の場合、年金でのお受取りが再開します。

（*）夫婦年金にご加入の場合のみご連絡をお願いします。

5 後継年金受取人の指定について

a. 後継年金受取人とは

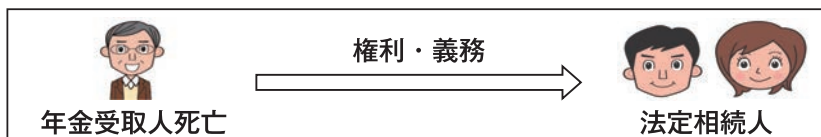
後継年金受取人とは年金受取人が年金支払開始日以降にお亡くなりになるとき、年金受取人の権利・義務のすべてを引き継ぎ、以降の年金や一時金をお受け取りいただく方です。年金開始時または、年金受給中にご指定いただくことが可能です。一時金受取りの場合は、ご指定いただけません。



後継年金受取人のみでお手続きが完了するので、お手続きが簡便です。

b. 後継年金受取人を指定しない場合

年金受取人が年金支払開始日以降にお亡くなりになるとき、年金受取人死亡時点の法定相続人（*）が年金受取人の権利・義務のすべてを引き継ぎ、以降の年金や一時金をお受け取りいただきます。



法定相続人間での協議が必要になるなど、お手続きが煩雑になる場合がございます。

（*）各法定相続人の同意のもと、代表者1名を選任いただきます。

c. お手続き方法

年金開始時	同封の第1回年金・一時金請求書にてご指定いただけます。「確定年金」および「有期年金」で一時金受取りをご希望の場合はご指定いただけません。
年金開始後	表紙記載の照会先までお問い合わせください。 必要な書類をご送付いたします。

d. ご指定いただける方

年金受取人の配偶者、または2親等以内の血族（子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹）のうち1名をご指定下さい。



後継年金受取人さまへ必ずご説明ください。

- ・年金受取人がお亡くなり以降、ご連絡がないまま当社が年金受取人のご指定口座あてお支払いした年金については、後継年金受取人に重複してお支払いしません。このため、当社へのご連絡が遅れますと後継年金受取人から法定相続人あてに返還請求手続きが必要になる可能性があります。
- ・年金受取人がお亡くなりの際は、後継年金受取人から速やかに当社あてご連絡ください。

※後継年金受取人の変更が必要な場合、表紙記載の照会先までお問い合わせください。

※ご契約によっては「後継年金受取人指定特約」を付加できない場合もございますので、ご了承ください。

6 税務について

<各種税金の計算式はP.9に掲載しております>

お受け取りいただく年金の税務は、契約内容や受取りプランによって異なります。
詳しくは国税庁ホームページをご参照いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

a. 税金の種類

契約者と年金受取人が同一のとき

受取りプラン	年金の種類	税金の種類
一時金	確定年金 有期年金	一時所得
	保証期間付 終身年金	雑所得（＊１）
年金	—	雑所得

契約者と年金受取人が別人のとき

年金の種類	税金の種類
確定年金 有期年金	贈与税
保証期間付 終身年金	贈与税（＊２）および 雑所得（＊３）
—	贈与税（＊２）および 雑所得（＊３）

- （＊１）確定年金へ年金種類を変更後、全額を一時金でお受け取りになる場合は、一時所得として所得税の対象になります。
（＊２）年金支払開始時の「年金の受給権評価額」が贈与税の対象となります。
（＊３）年金支払開始時の所得税は全額非課税となり、2年目以降は非課税部分が徐々に減少していきます。
各年の年金収入額を所得税の「課税部分」と「非課税部分」に振り分け、「課税部分」にのみ雑所得として課税が課されること
になります。
また、雑所得の金額は「課税部分」の年金収入金額から対応する支払保険料を差し引いた金額です。

年金受取人が法人の場合は、税務が異なります。

b. 確定申告について

- その年（1月1日から12月31日まで）にお受取りの金額は、他の所得と合算して翌年2月16日から
3月15日までに所轄税務署に確定申告してください。
○一時金でお受取りの場合は、お支払い完了後に送付する「お支払明細書」が確定申告用の資料となります
ので、大切に保管してください。
○年金でお受取りの場合は、年金をお受け取りいただいた年の翌年1月下旬頃に税務申告用の資料を別途送
付いたします。
○未請求の場合でも、年金支払期日を迎えた年金については、その年の課税対象となります。

c. 所得税の源泉徴収税について

- 年金年額等から必要経費を差し引いた金額が25万円以上（＊４）の場合、その10.21%を源泉徴収税
（復興特別所得税を含む）として控除することが税法の規定により義務付けられておりますのでご了承ください。
○相続または贈与等にかかる生命保険契約等に基づく年金に該当する場合、源泉徴収の対象外となります。
源泉徴収を行わず、確定申告により納税額が確定します。
○源泉徴収税額は、お受取額に対する確定した税額ではございません。確定申告により他の所得とあわせて
税金の過不足が調整されます。
（＊４）年金を分割してお受取りの場合は、毎回のお受取額を年額に換算して25万円以上が計算します

d. 支払調書について

- 年金額が20万円（＊５）を超える場合や一時金受取額が100万円を超える場合は、税法の規定により
当社から税務署あて支払調書を提出することが義務づけられております。
（＊５）当社にご加入いただいている年金契約が複数ある場合はその合計受取額。年金を分割してお受取りの場合は1年間の累計額。
相続または贈与等により開始した年金の場合、年金額の大小に関わらず支払調書を提出することが義務付けられております。

<ご参考>各種税金の計算式

一時所得の課税対象額

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{収入金額} \\ \hline \text{一時金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{必要経費} \\ \hline \text{払込保険料総額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline * \\ \hline \text{特別控除} \\ \hline \end{array} \right) \times 1/2$$

* 年間の一時所得の対象となる金額（収入金額－必要経費）をすべて合算したものに對して50万円の控除となります。

雑所得の課税対象額

○年金受取りの場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{収入金額} *1 \\ \hline \text{年金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{必要経費} *3 \\ \hline \text{年金額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline *2 \\ \hline \frac{\text{払込保険料総額}}{\text{年金総額または見込額}} \\ \hline \end{array}$$

○保証期間付終身年金の保証期間部分のみの一時金化の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{収入金額} *1 \\ \hline \text{一時金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{必要経費} *3 \\ \hline \text{一時金額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline *2 \\ \hline \frac{\text{払込保険料総額}}{\text{年金総額または見込額}} \\ \hline \end{array}$$

* 1 収入金額には配当金または買増し年金を含みます

* 2 小数第3位以下切上げ

* 3 小数点以下切上げ

源泉徴収税額

条件	源泉徴収税
$\boxed{A}$ が25万円以上	$A \times 10.21\% *1$
$\boxed{A}$ が25万円未満	なし

○配当金受取方法が「年金とともに受取り」「積立て」または無配当の場合

$$\boxed{A} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline *3 \\ \hline \text{年金額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline *2 \\ \hline \frac{\text{払込保険料総額}}{\text{年金総額または見込額}} \\ \hline \end{array}$$

○配当金受取方法が年金買増しの場合

$$\boxed{A} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年金額} \\ \hline \text{+} \\ \hline \text{買増し年金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline *3 \\ \hline \text{年金額} \\ \hline \text{+} \\ \hline \text{買増し年金額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline *2 \\ \hline \frac{\text{払込保険料総額}}{\text{年金総額または見込額}} \\ \hline \end{array}$$

* 1 小数点以下切捨て

* 2 小数第3位以下切上げ

* 3 小数点以下切上げ

※年金額、払込保険料総額、年金受取見込額は、年金開始手続きのご案内の3ページをご確認ください。
(ご契約内容によっては掲載されていない場合がありますのでご了承ください。)

7 ご留意事項

a. 月払いで保険料をお支払いいただいているお客さまへ

- 年金支払開始日の前月の保険料は、入金の確認が年金支払開始日以降になる場合がありますので、着金予定日に年金等をお支払いできるよう、口座振替等を行わずに第1回年金または、一時金額から保険料を差し引きいたしますので、ご了承ください。
- 1か月遅れてお払込みのご契約につきましては、2か月分の保険料を第1回年金または一時金から差し引きいたしますのでご了承ください。
- 団体扱いのご契約につきましては、保険料の案内日が団体さまにより異なるため、3か月分の保険料を第1回年金または一時金から差し引く場合がございますので、ご了承ください。詳細は表紙記載の照会先までお問い合わせください。

b. 年金受取口座への着金について

- 口座への着金はお支払日の午後となる場合もございます。
- 年金支払開始日の応当日が当社休業日の場合は、その翌営業日のお受取りとなります。

c. 海外渡航中または、渡航予定のあるお客さまへ

- 海外渡航される（非居住者となる）場合、税金等のお取扱いが異なることがあります。別途必要な手続きをご案内しますので、表紙記載の照会先までお問い合わせください。

d. 年金開始手続きのご案内送付以降の契約者貸付等について

- 第1回年金・一時金請求書のご案内以降はカード・ダイレクトサービスによる契約者貸付、積立配当金、生存給付金のお引出しはご利用できません。お引出しをご希望の場合は、表紙記載の照会先までお問い合わせください。

e. 変額年金にご加入のお客さまへ

- 年金でのお受取りをご選択のうえ請求書をご提出いただいた場合でも、年金支払開始日前日末の年金原資または年金額当社所定の金額に満たない場合は、年金のお支払いは行わず年金契約の精算手続き（※1）（※2）を行いますので、あらかじめご了承ください。詳細は表紙記載の照会先までお問い合わせください。

（※1）年金原資を一時金として契約者にお支払いし、ご契約は終了します。

（※2）「契約者と年金受取人が異なる契約」・「保証期間付終身年金の契約」につきましては、年金支払開始日以降に年金契約の精算のお手続きをご案内いたします。

この場合、年金支払開始日以降のお支払いとなりますので、あらかじめご了承ください。

後継年金受取人指定特約 中途付加のしおり・約款

後継年金受取人指定特約の特徴としくみ

1. 後継年金受取人について

年金受取人が年金支払開始日(*1)以後に亡くなられたときに、年金受取人があらかじめ指定した後継年金受取人が、その年金受取人の権利および義務のすべてを引き継ぎ、以後の年金受取人(以下「新たな年金受取人」といいます。)となります。

(*1) 第1回の年金支払日をいいます。以下同じ。

2. 後継年金受取人の指定

年金受取人は、被保険者の同意(*2)および当社の承諾を得て、後継年金受取人を指定することができます。

(*2) 年金受取人からのお申し出の際に被保険者が既に亡くなっているときは、被保険者の同意を要しません。

- ・ 本特約の付加は年金支払開始日以後に行うものとします。
- ・ 1契約における後継年金受取人の指定は1名とします。
- ・ 年金受取人が複数の場合はお取り扱いできません。
- ・ 終身保険契約等の一部について年金支払に移行された場合、または年金支払開始時点で複数の年金種類に変更された場合は、お取り扱いできません。

3. 後継年金受取人の変更

年金受取人は、被保険者の同意(*3)を得て、当社に対する通知により、後継年金受取人を変更することができます。

(*3) 後継年金受取人の変更の際に被保険者が既に亡くなっているときは、被保険者の同意を要しません。

- ・ 後継年金受取人は、その権利を第三者に譲渡しまたは担保に供することはできません。

4. 後継年金受取人指定特約の解約

年金受取人からの請求によりこの特約の解約を取り扱います。

5. 年金受取人が亡くなられた場合

年金受取人が亡くなられたときは、すみやかに後継年金受取人(*4)から当社へご連絡ください。
あらかじめ指定した後継年金受取人が、その年金受取人の権利および義務のすべてを引き継ぎ、新たな年金受取人となります。

(*4) 円滑な請求のために、年金受取人から後継年金受取人の方へ事前に契約内容についてご説明ください。

- ・ 年金受取人が被保険者と同一の場合で、被保険者が亡くなられたことにより保険契約が消滅するときは、未払年金等を後継年金受取人にお支払いし、保険契約は消滅します。
- ・ 新たな年金受取人は、改めて後継年金受取人を指定することができます。(改めて後継年金受取人が指定されるまでは、指定がないものとして取り扱います。)
- ・ 後継年金受取人が故意に年金受取人を死亡させたときは、その年金受取人に対する後継年金受取人としてお取り扱いできません。
この場合、その後継年金受取人の指定はなかったものとして取り扱います。

6. 後継年金受取人が亡くなられた場合

後継年金受取人が亡くなられたときは、すみやかに年金受取人から当社へご連絡ください。
後継年金受取人の変更に必要な書類を年金受取人へお届けします。
万一、後継年金受取人の変更手続きをされない間に、年金受取人が亡くなられたときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が新たな年金受取人となり、その年金受取人の権利および義務のすべてを引き継ぎます。

7. 税法上のお取り扱いについて

年金受取人が亡くなられたときの税務取扱いは次のとおりです。
後継年金受取人が年金または一時金をお受け取りになるとき、ご契約者(保険料負担者)および年金受取人、後継年金受取人の関係により、次のとおり課税されます。

年金 受取人	後継年金 受取人	受取方法	税法上のお取扱い
ご契約者 と同一	ご契約者 以外	年金	所得税(雑所得)(*5)・住民税(受給権評価額に対して 相続税が課税されます。)
		一時金	相続税
ご契約者 以外	ご契約者 と同一	年金	所得税(雑所得)(*6)・住民税(受給権評価額に対して 課税関係は発生しません。)
		一時金	所得税(一時所得)・住民税
	ご契約者 以外	年金	所得税(雑所得)(*5)・住民税(受給権評価額に対して 贈与税が課税されます。)
		一時金	贈与税

(*5) 各年の年金収入金額を所得税の「課税部分」と「非課税部分」に振り分け、「課税部分」にのみ所得税・住民税が課されることになります。

また、雑所得の金額は、「課税部分」の年金収入金額から対応する必要経費(支払保険料)を差し引いた金額となります。

(*6) 所得税の課税対象は、各年の年金収入金額となります。

また、雑所得の金額は、年金収入金額から対応する必要経費(支払保険料)を差し引いた金額となります。

・本項記載の税務のお取扱いは、平成29年4月現在のものです。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

・ご契約内容によっては上記の税法上のお取扱いと異なる場合があります。

約款

約款は、ご契約(特約の締結)からお支払い(請求手続き)までの各種取り決めを記載したものです。

後継年金受取人指定特約 目次

- 第1条 特約の締結
- 第2条 後継年金受取人の指定
- 第3条 年金受取人が死亡した場合の取扱い
- 第4条 後継年金受取人の変更
- 第5条 特約の解約
- 第6条 請求手続き
- 第7条 主約款等の読替え
- 第8条 主約款等の準用
- 第9条 保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則

後継年金受取人指定特約

第1条(特約の締結)

- ① この特約は、年金受取人からの申出があり、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の被保険者(以下「被保険者」といいます。)の同意を得たうえで会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。
- ② この特約の締結日は、年金支払開始日^[1]以後の日とします。
- ③ 第1項にかかわらず、年金受取人からの申出の際に被保険者が死亡しているときは、被保険者の同意を要しません。

第2条(後継年金受取人の指定)

- ① この特約の締結の申出の際、年金受取人は、年金受取人が死亡したときにその年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継すべき者(以下「後継年金受取人」といいます。)を指定するものとします。
- ② 年金受取人が2人以上の場合、年金受取人1人に対応して後継年金受取人1人を指定するものとします。

補 則 欄

第1条補則

[1] 第1回の年金支払日をいいます。以下同じ。

第3条(年金受取人が死亡した場合の取扱い)

- ① 年金受取人が死亡した場合、主契約の普通保険約款および主契約に付加される特約(以下「主約款等」といいます。)の定めにかかわらず、次に定める者を年金受取人とします。
1. 年金受取人の死亡時の後継年金受取人^[1]
 2. 前号にかかわらず、年金受取人の死亡時に、後継年金受取人^[1]が死亡しているときまたは後継年金受取人^[1]の指定がないときは、その年金受取人の死亡時の法定相続人
- ② 前項により年金受取人が変更された場合で、後継年金受取人^[1]が指定されているときは、その後継年金受取人^[1]の指定はなかったものとして取り扱います。
- ③ 第1項にかかわらず、故意に年金受取人を死亡させた者は、その年金受取人に対応する後継年金受取人としての取扱いを受けることができません。この場合、その年金受取人の死亡時にその後継年金受取人の指定はなかったものとして取り扱います。

第4条(後継年金受取人の変更)

- ① 年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、後継年金受取人を変更することができます。
- ② 前項にかかわらず、後継年金受取人の変更の際に被保険者が死亡しているときは、被保険者の同意を要しません。
- ③ 後継年金受取人は、その権利を第三者に譲渡または担保に供することはできません。

第5条(特約の解約)

年金受取人は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。



補 則 欄



第3条補則

[1] 死亡した年金受取人に対応する後継年金受取人とします。

第6条(請求手続き)

後継年金受取人の指定または変更は、会社所定の請求書およびその請求手続きに必要な書類^[1]を会社に提出して請求してください。

第7条(主約款等の読替え)

年金支払開始日以後の被保険者の死亡により保険契約が消滅する場合で、被保険者が年金受取人であるときの主約款等の死亡一時金等を支払う規定の適用に際しては、「被保険者の死亡時の法定相続人」を「年金受取人の死亡時の後継年金受取人」と読み替えます。ただし、第3条(年金受取人が死亡した場合の取扱い)第1項第2号が適用されるときを除きます。

第8条(主約款等の準用)

この特約に別段の定めのないときは、主約款等を準用します。

第9条(保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則)

この特約が3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款に定める契約に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第1条(特約の締結)第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

① この特約は、年金受取人からの申出があり、保険契約の被保険者(以下「被保険者」といいます。)の同意を得たうえで会社が承諾したときに、3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める契約(以下「基本取扱契約」といいます。)に付加して締結します。
2. 第3条(年金受取人が死亡した場合の取扱い)の適用に際しては、「主契約の普通保険約款および主契約に付加される特約(以下「主約款等」といいます。)」を「主約款および基本取扱契約に付加される特約(以下「主約款等」といいます。)」と読み替えます。



補 則 欄



第6条補則

[1] 請求権者であることを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、会社が提出を求めるものとします。

*このしおりは2021年4月現在の制度・税制に基づき記載しており、将来変更されることがあります。

